

情報の価値と著作権法

直井隆徳

(沖電気工業株式会社知的財産権センタ)

[抄録]

本稿では、著作権法を中心にデジタル・ネットワーク化によって生じた知的財産権問題の現状認識と課題の抽出を行い、経済財としての「情報」の「価値」について考察を行う。そのうち、現行著作権法が著作権を複製権等の支分権の集合体として構成しているのに対し、デジタル・ネットワーク化環境に著作物がデジタル化されて置かれたときは、「著作物の本質的価値が享有されたときに著作権者の権利が働く」とする知的財産権法の可能性について論じる。さらには、創作性の有無にかかわらず「情報一般」の保護のあり方について考察する。

The value of information and copyright statutes

Takanori Naoi

(Ok Electric Industry Co., Ltd. Legal & Intellectual Property Division)

Abstract

In this paper, I would like to review the recognition of the status quo and the issues of intellectual property rights which have been born due to the digital networks centering around the statutes for copyrights and would like to go over the "value" of "information" as an economic property. Afterwards, we would like to discuss the possibility of an intellectual property rights statute which "works as a right to the copyright holder to be enjoyed as the essential value of the content" when it is digitalized in an environment of digital networks consisting of a bundle of partial rights which include the reproduction rights for the copyright used under present law. Furthermore, whether or not there is creativity, we shall consider the protection of "general information".

1. 問題点の指摘

1. 1 複製権の範囲

複製権は著作権の支分権のうちもっとも主要な内容であるが、デジタル・ネットワーク化の進展によりコンピュータのRAMへの一時的蓄積、情報の伝送中の電子交換機での瞬間的蓄積が複製に当たるか否かが議論となっている。WIPOのベルヌ条約議定書に関する専門委員会を経て、1996年の著作権条約草案7条も著作物の複製は、「恒久的か、一時的かを問わない」旨を定めている。欧米諸国は、一時的複製を含め複製概念を広く捉えようとしているが、一方で、一時的複製を認めると従来、著作権法が認めていない使用権を認めることになるとして反対の見解もある。

法律論を離れ、常識をもって考えれば、先に述べた電子交換機内での瞬間的蓄積を著作権法の複製として著作権者の権利を及ぼすことは、明らかに不合理である。なぜなら、このような瞬間的蓄積は、情報の伝送に必然的に発生し、その情報は、まだ、この段階では誰も享有（消費）可能な状態になっていな

いからである。しかし、コンピュータのRAMへプログラムや映像や音楽等の情報が一時的に蓄積され、ユーザが、これらの情報を享受している場合は、著作権者は、対価を請求しても不合理ではない。現に、インターネットを通じた有料の情報サービス、音楽配信はすでにビジネスとして存在している。現行法においては、著作権は、このような情報の享有（消費）には及ばないが、情報サービス業者等と利用者の契約において対価が請求される。こうしてみると、著作権法に関して、複製権の概念を拡張する否かを論じるよりは、情報が利用者に享有されたか否かで著作権者の権利が働くか否かを判断した方が合理的である。

1. 2 技術的制限手段の回避の規制

WIPO 著作権条約第11条の「技術的制限手段の回避の規制」は、WIPO 著作権条約第12条の「権利管理情報に関する義務」とあわせデジタル・ネットワーク化対応に最も関連のある規定である。すなわち、著作権における「権利の行使」の考え方を根底から変革する端緒となりうるからである。

資料2)によれば、「同規定は、著作権法が従来から規律してきた無断複製等の禁止でなく、複製防止のための技術的手段が施されている複製物等に対して、その技術的手段を回避せしめることにより、無断複製等を行い得る環境を招来させることを、直接規制の対象とせんとするものである。右のとおりであるから、同規定は、著作権を構成する支分権の行使の対象となる利用行為そのものでなく、これに至る前段階を規制の対象とするものであると考えられる。」としている。

現行法を前提に、「技術的制限手段の回避の規制」を導入しようとする様々な矛盾が露呈することになる。

第1に、本来著作物性のない情報や著作権保護期間の満了した情報についても、結果として保護される場合がでてくる。

第2に、技術的制限手段が「複製の制限手段」であれば、権利者の複製権を保護する趣旨からそのような技術的制限手段の回避を違法とすることには、合理性があると考えられる。しかし、再生時にコンテンツの品質を劣化させるような技術的制限手段の場合は、現行法では、保護すべき権利が存在しない。したがって、現行著作権法上の権利を保護することを目的とすれば、「複製作業不能型/妨害型」のみを技術的制限手段の回避の規制の対象にすべきことになる³⁾。

第3に、現在、情報の使用者に認められている情報の使用の自由が事実上制限されることになる。すなわち、現行著作権法にない「再生権」、「使用权」あるいは「情報へのアクセス権」を創設することと実質的に同様の効果が生じる。

以上のように現行著作権法を前提として、「技術的制限手段の回避の規制」を導入しようとする様々な困難が発生する。ここでも、冒頭述べたように「情報の本質的価値が享有されたときに権利者の権利が働く」とする考え方の知的財産権法の構築によれば、前記第1の著作物性の有無や第2の保護の技術的手段にかかわらず前記回避規制を導入できる。第3の「再生権」、「使用权」は、当然に「情報の価値を享有する権利」に含まれる。

2. 情報、情報財及び価値

2. 1 情報

「情報の本質的価値が享有されたときに権利者の権利が働く」とする考え方の知的財産権法を構築するため始めに「情報」について考察する。

「情報」の定義は、これまでいくつかあり研究分野ごとの研究目的に適した定義となっている。ここでは、「情報」をより抽象化した上位概念でとらえる。資料4)によれば、「**情報とは、物質やエネルギーの持っている形あるいはパターンである。**」と定義される。

以後、情報をこの意味で使う。この定義から「情報」の属性として以下が演繹される。

- (1) 「情報」は、物質やエネルギーの持っている形あるいはパターンであるから「情報」自身は、物質でもエネルギーでもない。
- (2) 「情報」はそれ自身、独立には存在し得ず、物質やエネルギーに依存あるいは化体している。
- (3) 「情報」は、物質やエネルギーの持っている形あるいはパターンであるから、人間存在とは、独立して存在する。
- (4) 「情報」は、何かに受容されてときその価値を実現する。受容されるまではその価値は有体物に化体されたまま潜在化している。

(5) 「情報」は、ごくわずかな物質とエネルギーの消費により大きな効果を起こすことがある。

(1)、(2)および(5)は、自明と思われる。(3)の人間存在との独立性について述べる。

例えば、自然は、無言である。しかし、地球物理学者は、地層のありようや岩石を観察して地球が発している意味を読み取り、地球の歴史を解明していく。また、詩人は、自然から啓示を受け宇宙の意味を感得する。だから、人間存在とは、独立に「パターン」は、存在するという意味である。

(4)は、すでに価値論に入っている。すなわち、図書館に眠る膨大な量の書籍や文献は、そのままでは、その価値は、潜在化したままである。ある人が、ある書籍か文献を手にとり読んで理解したとき、初めて、その情報が意味を発し、その価値が受容される。ロゼッタストーンは、この意味で、発見され、意味を解釈されるまでの長い年月、その価値を潜在化させていたといえるし、今でも、あの文字を理解できない者に、その価値を受容することができない。ここで、受容するものは、人のみでなく「システム全般」とする。コンピュータプログラムやデジタルコンテンツのマシンリーダブルの問題があるからである。

2. 2 価値論

「情報の本質的価値が享有されたときに権利者の権利が働く」とする考え方の知的財産権法を構築するためには、「価値」とは何か、又、「価値」は、計測できるのか、が問題となる。

資料5)によれば、「価値」は、(1)欲求の対象としての価値、(2)規範としての価値、(3)手段としての価値に分類される。実際には、明確に区分されずこれらの混合もある。「知的財産」あるいは「情報財」に限定して「価値」を考えた場合、その「情報」の秩序の高さ、すなわち、エントロピーをもって計測することが考えられる。秩序の高さは、また、それに投入された労働量にほぼ比例すると考えると「労働価値説」とも関連する。さらに、商標法の保護対象である「商標のグッドウイル」の概念は、道徳的(当為的)価値を含んでいる。「価値」の問題は、極めて難解で困難であるが、過去の代表的な諸説を比較検討し、「価値」の概念をできうる限り明らかにする。

「情報」の「価値」の計量法として最初に確立されたのは、シャノンの情報理論である。ここでは、情報の価値を「情報量」としてとらえるが「情報量」は、情報の意味と質を捨象しており、通信技術の基礎理論としては、大いに貢献したが「情報財」の「価値」をとらえるには不十分である。しかし、情

報量概念とエントロピーは、今後の考察に重要である。

マルクスの価値論の特徴を整理すると次の通りである⁹⁾。

(1) 価値の源泉を人間の欲望をみたすものとしており、人間存在を超えた価値には言及していない。ただし、マルクスのいう「欲望」の本性は、その欲望が胃袋から生じるか、幻想からか、あるいは、享楽の対象としてか、迂回的な生産手段かを問わない。

(2) 商品の価値は、そこに投入された労働量によって決まる。

(3) 後に述べるサムエルソン等の「需要と供給の原理」による価格決定の理論は、価値については言及しないで価格論に終始しているがマルクスは、労働量を基準にすることで、市場における価値の絶対性を認めている。すなわち、資本論の冒頭で「資本制的生産様式が支配的に行われる諸社会の富は、一つの「膨大な商品集成」として現象し、個々の商品は、こうした富の原基形態として現象する」としている。

ここで、労働の計測が問題となる。マルクスによれば、労働力とは、社会的な平均的労働力をいい、現存の社会的・標準的な生産諸条件と労働の熟練および強度の社会的な平均度とをもって、何らかの使用価値を生産するのに必要とされる労働時間である。しかしながら、ダイヤモンドの価値の高さを説明するために、単位体積当たりの労働量が多いとしているのがわかりにくい。また、労働価値説は、個人の才能におうところが大きい芸術作品や発明などの知的財産については、その価値を説明するためには限界がある。

新古典派の効用理論の現代版が資料7)で「需要と効用と消費者行動」として説明されている。ここでは、市場経済の場が考察の前提となる。市場制度では、消費者は、お金という票を使って自分が一番欲しいと思うものを買う投票者のようなものである。この貨幣票の支出が市場制度のなかでどのように働くかの研究の結果として「需要と供給の理論」がある。「需要と供給の理論」によれば、供給者と需要者が相対したとき、市場における需要と供給の力が均衡価格および均衡数量、すなわち市場均衡を生む。

また、「限界効用逓減の法則」によれば、財貨を余計に消費するにつれ、総効用は増加するが、限界効用すなわち増分の効用は小さくなる。換言すれば、財貨を余計に消費するにつれ、総効用の増加率は減速する。

「需要と供給の理論」および「限界効用逓減の法則」は、ダイヤモンドと水の価値のパラドックスを明快に説明するが、「本質的価値」については言及していない。これらは、市場における価格形成の理論であり、均衡価格によって表示される商品の価値は、その意味で市場における価値、すなわち「市場価値」といえる。

「情報」が経済財として、市場で取引きされるとき、「市場価値」が問題となる。

わが国の経済は、すでに物的生産あるいは物質的充足において飽和状態にある。このような状況においては、従来の経済的価値観とは異なる新しい価値の発見と経済的な取引の世界への導入が望まれる。このような観点から、次に「文化経済学」なかでも、ラスキンの価値論について、資料9)の記載内容を要約し概観する。

ラスキンにあっては、「価値」の概念は、経済取引で財を金銭で評価した場合の金額ではない。それは、知識や情熱や意志や体力や気力をもった全人格的な存在すなわち全人としてみた人間の発達に貢献する「財」という意味である。また、人間の「いのちとくらし」に貢献しうる「財」は、人間の生命活動である労働によって生産されるとし「労働は人間の生命が、それに対立するものと争う過程である」としている。さらに、ラスキンは、「栄養がある」とか、「美味しい」というパンの性質を財の「固有価値 (intrinsic value)」とよんだ。人間が生命力を高めるには、この固有価値を活用して自分の栄養に

したり、楽しんだりする能力が発達する必要があるとし、これを、「固有価値の享受能力 (acceptant capacity)」とよんだ。そして、「固有価値」と「享受能力」が、ともに生命の発達に貢献したとき、その「財」は、「有効価値(effectual value)」をもつとした。

以上、ラスキンの思想を概観した。ラスキンは、経済学が捨象してきた「価値そのもの」を正面からとらえた点で先駆的であり、この思想は、今後の知識社会あるいは情報化社会で極めて重要となる。また、ラスキンの説は、「財」のもつ「価値」は、人間労働によって生産される点で、一種の労働価値説といえる。

さて、「労働は人間の生命が、それに対立するものと争う過程である。」で、「それに対立するもの」とは、何か。資料 8) では、特に説明はないが、エントロピーの概念を用いれば、「それに対立するもの」とは、エントロピーを増大させる力であり、人間の労働は、これに対し、エントロピーを減少させる働きといえる。

ジョージエスクレーゲンは、資料 9) で、エントロピーの法則と経済過程および価値について次のように述べている。

エントロピーと経済過程および価値の伝達と享受の関係を図 1 に示す。

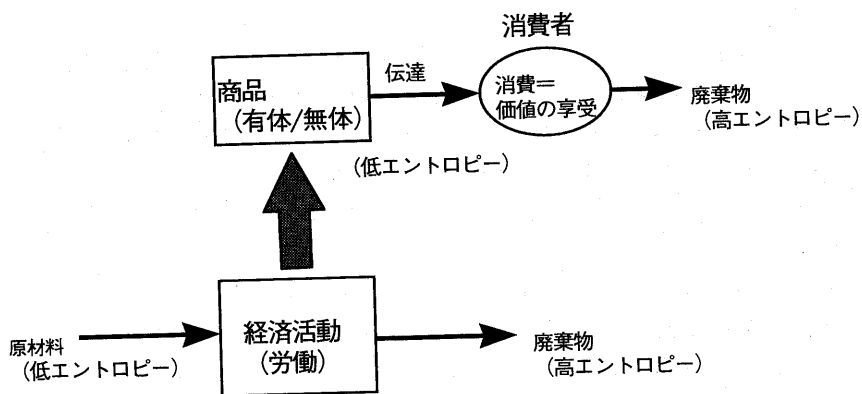


図 1 エントロピー概念による経済活動と消費
Fig. 1 Economic activities and consumption based on the concept of entropy .

価値の測定の問題に関して、K・E ボールディングも、「組織体の測定と評価に関する諸問題」で述べている¹⁰⁾。ボールディングによれば、この宇宙には、2種類の過程があり、その一つは、仕事が行われ過程が進行するにつれて「無秩序」, 「混沌」へ向う過程で、もう一つは、組織体のポピュレーションがその中によりいっそう複雑なメンバーをもつようになる過程である。前者は、エントロピー増大の法則 (熱力学の第 2 法則) で後者は、進化の過程である。

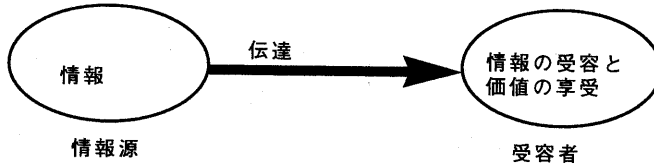
価値に関する諸説の概観は以上とする。ここで、前記の諸説を踏まえ、情報財に限定し、価値論を整理する。

図 2 に示すように、情報は、情報源から受容者に伝達され、受容されなければ、その価値を発しない。すなわち、孤立した情報は、その価値を潜在化している。受容されたときその価値が享受される。ここでの「価値」, 「受容能力」および「実現された価値の大きさ」は、概ね、ラスキンの「固有価値」, 「享受能力」および「有効価値」を意味する。

潜在化している価値



伝達され顕在化した価値



$$V (\text{価値の大きさ}) \times C (\text{受容能力}) = E (\text{価値実現の大きさ})$$

図2:情報と価値の実現

Fig. 2 Information and realization of value .

2. 3 情報財

デジタル・ネットワーク化環境においては、「情報」が「経済財」として取引されるのがより顕著となる。従来、文化財としてとらえられてきた、詩、小説、絵画、音楽など芸術作品も、いったん、デジタル化され、複製物として頒布されるか、あるいは、ネットワーク環境に置かれるならば、「経済財」としての性格を強くする。今まで、「情報」あるいは、「情報財」とその「価値」について考察してきたが、改めて、「情報財」を定義し、その性質を分析する。始めに、「情報財」の定義を試みる。広義の定義は、「経済財」としての「情報」であり、オリジナルとコピーを含む。狭義には、市場での取引を意図し商品としての体裁を整えたもので、生産（コピー）されたものである。

さて、「情報財」の、その生産過程について考える。物の商品の生産過程のアナロジーで考えると、原材料に相当するソース情報から創造主体がこれらを認識し、創造行為あるいは労働の投入によりオリジナル情報を創り出す。この過程を創造活動 (creation) または創造行為という¹¹⁾。絵画のように、このオリジナル情報自身が取引されるケースもあるが、一般的には、これが、流通できる形態に処理・加工される。この過程を情報財の生産(production)という。

情報財の性質について、資料 11)では、公共財的性質、不可逆性、減価速度等が述べられている。さらに、情報財は、収穫逦増の法則が働くことがよく知られている。

3. 著作権法の再構築の方向

著作権法が対象としてきた伝統的著作物は、それぞれの慣行や事情を踏まえ現在の法制に至っており、これらを含めて再構築の対象とすることは、あまりに問題が複雑である。そこで、デジタル・ネットワーク化環境 (サイバースペース) における知的財産権法 (以下拡大著作権法という) の構築の方向について考察する。

(1) 権利の主体

著作権法では、著作隣接権者のカテゴリーに、創作者であるである実演家と事業者であるレコード制作者等が一括りにされており、論理的不整合があると考えられるがここでは論じない。権利の主体について結論のみを以下に記す。

- ・拡大著作権法の権利の主体は、創作者である。
- ・実演家も創作者として著作権者と同等の扱いをすべきである。
- ・レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者、出版社等の著作権関連事業者の法的保護は、デジタルコンテンツの生産およびディストリビュータとしてより抽象度を高くして検討されるべきである。また、事業者の法的保護は、知的創作性の有無ではなく、契約または不正競争防止法的なアプローチによった方が合理的である。

(2) 権利の客体

現行著作権法の保護の客体である「著作物」の要件は、曖昧さを含んだものである。しかし、「**「情報財」の本質的価値が、享有されたときに権利者の権利が働く**」とする基本理念で考えるとその「情報財」が創作性を有するいわゆる著作物であっても、事実情報であっても、新たに創作したもの、または、新たに情報を収集、整理されたものは、知的財産として価値を有するとすべきであり保護対象とすべきである。

(3) 権利の内容

始めに著作人格権について述べる。著作人格権のうち現在、特に問題になるのは、同一性保持権である。デジタル・ネットワーク化環境では、二次加工が容易であり、再生は様々な媒体で行われ、その特性により同一性が損なわれることはしばしばありうる。資料 12)では、2つの法改正案が提案されている。第1案は、同一性保持権の不行使特約の有効性を明確にし、その第三者効を創設すること、第2案は、同一性保持権のおよぶ範囲を限定し、現行法の「意に反する改変を受けない権利」から、「名誉声望を害する改変を受けない権利」へと減縮すること、である。このような状況を考えると、デジタル・ネットワーク化環境においては、著作人格権については、同一性保持権のみでなく、氏名表示権を含め、不行使特約の有効性と第三者効の創設および「意に反する改変を受けない権利」から、「名誉声望を害する改変を受けない権利」へと減縮することがデジタルコンテンツの円滑な流通のためには必要である。

次に、財産的権利について述べる。

拡大著作権法における権利の規定は、以下に留意して定める必要がある。

- ・創作者、事業者および消費者の関係は、極めて流動的である。したがって、現時点の技術水準や業界の現状を前提にした立法は避けなければならない。適度の抽象化により時代の変化に対応できることが必要である。

- ・デジタル・ネットワーク環境での新規の創作は、既存の作品／素材（コンテンツ）を利用するケースが大半である。このためには、対価を支払えば、既存のコンテンツを二次加工、改変を含め、自由に利用できる環境が必要である。デジタルコンテンツは、それ自身、作品であり、かつ、素材であるという、二面性を有する。

- ・デジタルコンテンツの創作者は、通常、複数である。例えば、プロデューサ、ディレクタ、シナリオライター、画像制作者、作曲、プログラマなどからなる場合がある。したがって、コンテンツが市場にて取引されるためには、権利を統括して代表するものの設定が必要である。これを、現行著作権法の映画製作者の規定（第29条）のように法で規定するか契約によるかは、検討を要する。

以上を勘案すると**創作者の財産的権利（拡大著作権）の内容は、実施権すなわち、その創作物を業として消費者に伝達する独占排他的権利と享有権すなわちその創作物の価値を享有する独占排他的権利からなる。**

(4) 権利の発生

拡大著作権法での創作者の権利の発生時期は、作品の創作のときは、**拡大著作権を取得する権利が**

発生し、その後、少なくとも権利情報が当該コンテンツに一体となって表示されたときか、技術的保護手段が施されたときか、前記実施権の設定が作者と第三者間でなされたときとすべきである。これらにより、コンテンツクリエイターは、複雑な権利処理をしないで作品を作ることができる環境が整うことになる。

(5) 権利の消滅

伝統的著作物すなわち現行著作権法の保護を受ける著作物については、**デジタル化を著作権者が許諾したときは、拡大著作権法の対象となり、現行著作権法の保護するすべての権利は消尽するとすべきである。**これは、現行法と拡大著作権法をつなぐ規定であり現行法に規定されなければならない。

(6) 権利の行使

本稿では、拡大著作権の内容を**実施権すなわち、その創作物を業として消費者に伝達する独占排他的権利と享有権すなわちその創作物の価値を享有する独占排他的権利**からなる、とした。実施権については、通常は、契約により事業者による実施を許諾することでその権利が行使される。享有権については、消費者からそのコンテンツの価値を享受した代償として対価を徴収することでその権利が行使される。したがって、享有権に、複製を禁止する複製権を含める必要はない。

4. まとめ

本稿では、デジタル・ネットワーク環境における新たな知的財産権法をさぐることを目的としたが、一個人には、問題があまりに大きい。また、拡大著作権法の論述は、本稿では、方向感を述べたに過ぎない。法曹の専門家の精緻な議論が起ることを期待し、本稿を終えるものとする。

[参考文献]

- 1) 渡辺晴美:著作権をめぐる国際的な動き—WIPO 新条約等,ジュリスト,NO. 1132,pp. 58~62, (1998)
- 2) 水谷直樹:情報のデジタル化・ネットワーク化と著作権法制の対応,ジュリスト, NO. 1132, pp11~17 (1998)
- 3) 財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会:「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)中間まとめ」の意見紹介に対するご回答,(1998)
- 4) 西山賢一:免疫ネットワークの時代, p 201, NHK BOOK, (1995)
- 5) 森宏一編集, 哲学辞典, p628, 青木書店
- 6) カール・マルクス, 長谷部文男訳:資本論1, p629, 河出書房新社, (1964)
- 7) P.サムエルソン, W. ノードハウス, 都留重人訳:サムエルソン経済学 原書第13版 岩波書店
- 8) 池上惇:文化経済学のすすめ, p 185, 丸善ライブラリー (1991)
- 9) N. ジョージエスケーレーゲン, 高橋生立・神里公 他 訳、エントロピーの法則と経済過程, p598, みすず書房
- 10) ケネス・E・ボールディング, 公文俊平 訳:経済学を超えて, p489, 学習研究社
- 11) 廣松毅,大平号声:情報経済のマクロ分析, p. 198,東洋経済新報社,(1990)
- 12) Exposure(公開草案)'94—マルチメディアを巡る新たな知的財産権ルールの提唱—1994年2月 知的財産権研究所